

○扶桑町週休 2 日制工事試行要領

令和 6 年 3 月 29 日要領第 1 号

改正

令和 7 年 3 月 31 日要領第 2 号

令和 8 年 3 月 31 日要領第 1 号

扶桑町週休 2 日制工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休 2 日への更なる普及に向けて取り組むため、週休 2 日制工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (2) 工事完了日 完了届提出日をいう。
- (3) 休日取得率 第 4 条第 2 項に規定する対象期間の全日数に対する現場閉所日数（曜日及び理由にかかわらず現場閉所した日）の割合をいう。

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日制工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事の中から発注者が指定するものとする。

- (1) 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休 2 日の確保が可能な工事
- (2) 次条第 2 項に規定する対象期間が 4 週間以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 緊急を要しない工事

(形式)

第 4 条 週休 2 日制工事の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日） 完全週休 2 日（土日）とは、次項に規定する対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1 週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代

わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日（土日）を満たしているものとみなす。

（2） 月単位の週休2日 月単位の週休2日とは、次項に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて休日取得率が28.5%（4週8休）以上であることをいう。ただし、土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%（4週8休）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%（4週8休）を満たしているものとみなす。

（3） 通期の週休2日 通期の週休2日とは、次項に規定する対象期間内において休日取得率が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

2 対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

（1） 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等は、この期間に含む）

（2） 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

（3） 夏季休暇（3日間）

（4） 年末年始休暇（6日間）

（5） 工場製作のみの期間

（6） 工事全体を一時中止している期間

（7） 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第5条 週休2日制工事の取組内容は、次に定めるとおりとする。

（1） 受注者は、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、現場閉所の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、監督員と協議を行うものとする。

（2） 受注者は、毎月5日までに現場閉所日及び非対象期間が明示された実施状況を提出するものとし、監督員は、これを確認するものとする。

（3） 発注者が週休2日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 週休2日制工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 発注者は当初設計から4週8休以上（公共建築工事費積算基準を適用しない工事については「完全週休2日（土日）」）の達成を前提とした各経費の補正を行い予定価格を作成する。発注者が休日取得率を確認した後、最終変更設計時にその達成状況に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(2) 週休2日制工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用しない工事については、次に掲げる現場閉所状況の適用区分に応じ、それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

現場閉所状況 の適用区分	月単位の週休2日未 満（補正なし）	月単位の週休2日 （4週8休以上）	完全週休2日（土 日）
労務費	1.00	1.02	1.02
共通仮設費率	1.00	1.01	1.02
現場管理費率	1.00	1.02	1.03

※市場単価の補正対象及び補正係数は別表1による。

※標準単価の補正対象及び補正係数は別表2による。

(3) 週休2日制工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事については、次に掲げる現場閉所状況の適用区分に応じ、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載単価（材工単価）の労務費）に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。ただし、測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

ア 月単位の週休2日以上（4週8休以上） 1.04

イ 通期の週休2日以上（4週8休以上） 1.02

（対象工事である旨等の明示）

第7条 週休2日制工事の対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

(1) 契約方式ごとに、指名通知書、特記仕様書等への記載によるものとする。

(2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行の日以後に新規に契約する工事）から適用する。

附 則（令和7年3月31日要領第2号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日要領第1号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

週休2日制工事における市場単価精算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		月単位の週休2日 （4週8休以上）	完全週休2日 （土日）
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01

	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

別表 2（第 6 条関係）

週休 2 日制工事における標準単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数
----	----	------

		月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	完全週休 2 日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート 保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッ シュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 F R P シート 設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガ ードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01

ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

別記（第7条関係）

〔週休2日制工事の場合〕	
1.	本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事である。詳細については、「扶桑町週休2日制工事試行要領」を参照すること。
2.	月単位の4週8休以上（公共建築工事費積算基準を適用しない工事については「完全週休2日（土日）」）を前提に補正して予定価格を作成しており、発注者は休日取得の達成状況を確認し、その達成状況に応じて補正係数により各経費を補正し減額の変更契約を行う。